

回復期病床整備事業

地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用
最終改正 令和8年6月1日

補助対象：病院

① 急性期から回復期への機能転換

② 回復期機能の強化（注）

	実施設計	施設整備	設備整備
対象経費	施設改修等に要する実施設計に係る委託料	施設改修等に要する工事費又は工事請負費	リハビリテーション器具等に係る備品購入費
基準額	500千円×整備病床数（×補助率）	新築・増築 9,000千円×整備病床数（×補助率） 改修 5,038千円×整備病床数（×補助率）	10,800千円（×補助率）
補助率	2分の1		
算定入院料	事業実施前 次のいずれかを算定していること - 急性期病院一般入院基本料 - 急性期一般入院基本料 - 地域一般入院基本料 事業実施後 次のいずれかを算定すること - 地域一般入院基本料（※） - 地域包括医療病棟入院料 - 回復期リハビリテーション病棟入院料（回復期リハビリテーション入院医療管理料でも可） - 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料 - 地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料でも可）		
その他補助要件	➢ 補助金の交付申請を行う前に、転換実施について地域医療構想調整会議の合意をあらかじめ得ておくこと ➢ 施設整備又は設備整備の完了後、当該病床について、事業実施以降の直近年度の病床機能報告において「回復期病床」と報告すること ➢ （※）事業実施後に地域一般入院基本料を算定できるのは、次のいずれかのリハビリテーション料の算定を新たに開始する場合に限ること - 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ） - 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ） - 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）又は（Ⅱ） - 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）		

（注）「回復期機能の強化」とは、例えば、従来から回復期と報告している病棟の入院料を、地域一般入院基本料から回復期リハビリテーション病棟入院料の算定に変更するなど、回復期機能の実質的な強化を図る場合をいいます

（注）構造設備の変更等、事前に開設許可事項変更許可申請が必要な場合は、必ず保健所へ手続きを行ってください